

## 鳥取市建設工事取り抜け方式取扱試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の指名競争入札における取り抜け方式の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、取り抜け方式とは、同一日に開札する指名競争入札において同一工種の工事が複数あるときに、落札する決定順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者がその後開札される他の工事における入札参加資格を失うこととして取り扱う入札方式をいう。

### (対象となる工事)

第3条 取り抜け方式により指名競争入札を実施する工事は、市長が別に定めるところにより、周知するものとする。

### (取り抜け方式の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、取り抜け方式を採用しないことができる。

- (1) 低入札価格調査の適用対象工事
- (2) その他市長が特に必要と認めた工事

### (委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行し、施行の日後に指名通知する工事から適用する。